

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト
新型コロナウイルス感染症対策等の一部改正について

令和3年12月28日
独立行政法人大学入試センター

「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」の改定に伴い、「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等」について、次のとおり改正します。

≪ 改正箇所 (P. 12, 18) ≫ ※下線部が変更点

5. 無症状の濃厚接触者への対応【ガイドライン2(2)④・⑤関係】

○ 無症状の濃厚接触者からの受験希望の申出は、受験を予定している試験場の大学において令和4年1月14日(金)の午前10時まで受け付けることとし、申出があった場合には、以下の事項について自署した書面をメール等で提出させた上で、ガイドラインに基づき対応すること。
(申出時に報告が必要な事項)

- ・ 受験番号
- ・ 試験場コード
- ・ 氏名及び緊急連絡先
- ・ 濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・ 保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・ 保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・ 初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果及びその後に検査を受けている場合はその結果
- ・ B.1.1.529系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められている場合はその旨の記載

8. その他【ガイドライン3関係】

○ 保健所から濃厚接触者に該当するとされた受験者のうち、無症状の者については、以下のいずれの要件も満たしている場合には、受験が認められることから、受験を希望する場合には、令和4年1月14日(金)の午前10時までに受験を予定している試験場の大学に申し出ること。

i) 初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査^{※1}(行政検査))の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果^{※2}においても陽性であることが判明していないこと

※1 検査結果が判明するまでは受験はできないため、その場合は追試験の受験申請をすること。

※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受験は可能であること。

ii) 受験当日も無症状であること

iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

iv) 終日、別室で受験すること